研究計画

研究課題名	新潟県における熱中症の発生状況とその対策 ～熱中症死亡者数の解析～
研究の意義・目的	当研究所は、気候変動適応法（平成30年法律第50 号）第13条第1項に基づき、新潟県気候変動適応センターとして位置づけられており、気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供を担っています。 地球温暖化の進行により気温が上昇し、熱中症のリスクが高まっており、今後ますますリスクが高まると予想されます。そのため、県民の皆様への熱中症予防への効果的な働きかけのため、県内の状況の解析・可視化を行うことが重要と考えます。 このような背景から、当県では熱中症による救急搬送者数のデータから解析を進めていますが、そのほかに、より深刻な事態である死亡者についての解析を行い、当県での熱中症等による死亡者の傾向を調べます。
実施方法	厚生労働省へ申請し、「人口動態調査」のうち死亡者の情報入手し、統計処理をした上で、当県での熱中症等による死亡者の傾向を調べます。 具体的には、次の観点で解析し、その結果、当県での死亡者の傾向を把握します。 ①日最高気温ごとに死亡率を算出し、最も死亡率が少ない日最高気温（至適温度）を調べます。 （一般的には、至適温度より低温であるほど、また至適温度より高温であるほど死亡率は高くなります。） ②当県と他県の至適温度を比較します。 （他県と比較し、当県の至適温度が低ければ、当県では他県よりも高温で亡くなる方が多い（高温に弱い）ことがわかります。） ③当県の至適温度を過去と現在で比較して、気温の上昇と比較します。 （気温上昇よりも至適温度の上昇が小さければ、気温の上昇に適応できていない（さらなる熱中症予防が必要）ことがわかります。）
調査・研究の対象者と研究対象期間	調査研究期間は令和8年度～令和10年度ですが、用いる厚生労働省「人口動態調査」は平成15年～令和8年に死亡した方の情報（いつ、どこで（市区町村まで）、亡くなった方の年代等）を用いて解析します。
研究における倫理的配慮	厚生労働省「人口動態調査」のうち入手する死亡者の情報は、速やかに個人が特定できないよう統計処理を行います。なお、不必要な個人情報を収集しないよう配慮します。
個人情報の取扱い	厚生労働省「人口動態調査」のうち死亡者の情報について、施錠ができる部屋で速やかに統計処理して個人を特定できない情報にした後は厚生労働省へ速やかに返却します。統計処理をしている間は、電磁記録媒体に保存し、施錠して保管します。なお、施錠の鍵は上司（研究者ではない）が管理します。
検体の取扱い	厚生労働省「人口動態調査」の死亡者の情報以外は、気象情報などを用いるだけです。なお、死亡者の情報は速やかに統計処理し個人を特定できないようにします。
研究対象者（検体を提供された方）の相談窓口	ご家族のデータを使ってほしくない場合はデータを使用しませんので、研究の連絡先・担当者に直接ご連絡ください。ただし、すでにデータは統計処理され個人を特定できない場合は、データを削除できない場合がありますので、ご了承願います。
研究実施機関 連絡先・研究担当者	新潟県保健環境科学研究所水質科学科（新潟市西区曽和314-1） 山田瑶、秋山功 TEL：025-263-9417、FAX：025-263-9410、E-mail：ngt043020@pref.niigata.lg.jp